

# 市立四日市病院 病院施設更新計画策定に向けた あり方検討支援業務委託 仕様書

## 1 業務名

市立四日市病院 病院施設更新計画策定に向けた あり方検討支援業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日 から 令和9年2月26日 まで

## 3 業務目的

市立四日市病院（以下「当院」という。）は、県内北勢地域の中核病院として、救急医療、高度医療などの急性期医療を提供しているが、将来にわたり安定的な医療の提供を継続していくため、目標耐用年数を迎える令和20年以降の新たな病院施設での切れ目のない運営を見据えて、病院施設更新計画を策定していく必要がある。

本業務は、新病院の目指す姿、果たすべき使命・役割をはじめとする当院のあり方検討を実施するにあたり事業進捗の円滑化を図るための支援を行うことを目的とする。

## 4 あり方検討の進め方（予定）

### （1） あり方検討の進め方

地元医療関係者、学識経験者、市民、県及び市医療政策担当者等から指名選任した10数名程度で構成する「市立四日市病院あり方検討委員会（仮称）」（以下、「あり方委員会」という。）にて今後の当院のあり方について検討・議論を行い、「あり方検討報告書」として取り纏めた後、四日市市長に報告する。

### （2） 主な検討項目

#### ア 目指す姿、果たすべき使命・役割

① 今後必要とされる医療機能の整理（機能の強化、維持、縮小の方向性）

・診療領域

・政策医療（5疾病6事業）

② 今後必要とされる病床機能等の整理

・病床機能

・病床規模

③ 今後担うべき医療機関機能の整理（新たな地域医療構想に基づく）

イ 他医療機関との役割分担、連携等

上記検討項目を踏まえ今後必要となる他医療機関との役割分担・機能連携等の整理

ウ 新病院の望ましい立地条件

エ 市民アンケートの実施

(3) あり方委員会開催スケジュール（予定）

開催時期(令和8年)		主な検討項目等
	～4月	あり方委員会の設置・開催準備
第1回	5月	・目指す姿、果たすべき使命・役割 ・市民アンケートの実施
第2回	7月	・目指す姿、果たすべき使命・役割 ・他医療機関との役割分担、連携等 ・望ましい立地条件
第3回	9月	・他医療機関との役割分担、連携等 ・望ましい立地条件 ・市民アンケートの結果報告
第4回	11月	あり方検討報告書（案）の作成
第5回	12月	あり方検討報告書取り纏め
		市長に報告

## 5 業務内容

(1) あり方委員会における会議開催支援

ア あり方委員会における資料の作成

検討項目に応じた資料のほか、提示すべき資料として下記の内容のものを想定している。

〔  
　・建替えまでの事業スケジュール（想定）  
　・施設、設備面の現状  
〕

イ あり方委員会における資料説明、資料に対する質疑対応

ウ あり方委員会における検討項目に対する提案・助言

エ あり方委員会委員からの意見に対する調査・分析

オ あり方委員会における議事録作成

カ あり方委員会委員への事前説明（必要に応じて）

キ 発注者との打ち合わせ等

(2) あり方検討報告書（案）及び概要版（案）の作成

(3) 市民アンケートの実施支援

※詳細は「7 市民アンケートの実施方法（予定）」を参照

（4）その他企画提案書に基づき実施するもの

## 6 業務の進め方

- （1）業務の大まかな進め方は、検討項目ごとに下記に示すフローによることを想定している。
- ア 発注者（事務局）との事前打ち合わせ（前提条件の整理、進め方等の確認）
  - イ 発注者の意見取り纏め
  - ウ あり方検討委員会で議論（方向性の合意形成）
  - エ あり方検討報告書として取り纏め
- （2）発注者が提供する資料（詳細は「8 提供する資料」を参照）のほか、新たな地域医療構想をはじめとする今後の国及び県の医療政策に対する方針等を踏まえて業務を進めるものとする。なお、発注者が提供する資料については、必要に応じて、内容の更新・修正等を行うものとする。

## 7 市民アンケートの実施方法（予定）

- （1）対象者：発注者が無作為に抽出した四日市市内在住の18歳以上の方  
3,000人に案内を郵送
- （2）回答方法：郵送又はWEB（QRコードを想定）のいずれか選択式
- （3）詳細事項（事業者が実施する業務内容）：
- ア 調査票（案）の作成  
回答者の属性、当院の利用状況、医療提供への意見、将来どのような病院を望むか（充実させてほしい医療、施設等）など
  - イ 調査票等の印刷  
送付用・返信用封筒、調査依頼書、調査票（以下、「調査票等」という。）を印刷する。但し、調査票等の構成・様式及び印刷の仕様は任意とする。
  - ウ 調査票等の発送  
当院が提供する対象者情報に基づき宛名ラベルを作成し、送付用封筒へ貼付けた後、返信用封筒、調査依頼書、調査票を封入のうえ、発送する。
  - エ 回答の集計・分析  
郵送及びWEBの回答を合わせて回答データを集計し、分析を行う。
  - オ アンケート結果報告書の作成  
回答データの集計・分析に基づきアンケート結果報告書として取り纏める。
- （4）費用負担  
アンケート実施にかかる発送・返送に伴う経費（封筒代、郵便料、WEB回答システム運営費等）は、すべて事業者負担とする。

### （5）その他

アンケート実施に伴う仕様等の詳細については発注者と協議のうえ決定するものとする。

## 8 提供する資料

- ・市立四日市病院 病院施設更新計画策定に向けた基礎調査報告書  
(令和7年度委託業務 成果品)

### 報告書項目

#### （1）市立四日市病院を取りまく環境（外部環境調査）

- ① 国及び県の医療政策
- ② 北勢医療圏における医療提供体制調査
- ③ 北勢医療圏における患者の推移及び将来医療需要推計
- ④ 北勢医療圏における政策医療（5疾病・6事業）

並びに在宅医療の需給状況分析

#### （2）市立四日市病院の現状課題（内部環境調査）

- ① 経営状況分析
  - ② 診療状況分析
  - ③ 人員配置状況分析
- （3）SWOT分析
- （4）必要病床数検証

## 9 一般事項

- （1）事業者は、業務の管理及び統括を行う統括責任者及び業務の実務を主となって担当する主任担当者を配置するものとする。この両者の要件は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有する者であることとする。なお、この両者ともに死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等、真にやむを得ない場合を除き、交代変更は認められないものとする。
- （2）事業者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、業務計画書には、事業者自らの企画提案の内容を踏まえ、次の事項を記載するものとする。
- ア 業務一般事項
  - イ 業務実施方針
  - ウ 業務実施体制
  - エ 業務工程計画
  - オ その他必要とする事項

- (3) 発注者と事業者は、業務を円滑に実施するために、常に密接に連絡を取り合える体制をとるものとする。
- (4) 発注者は、事業者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (5) 事業者は、必要に応じて、三重県地域医療構想調整会議及び四日市市会議等における説明資料等の作成支援を行うものとする。
- (6) 事業者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。
- (7) 事業者は、法令遵守、情報セキュリティの取り組みを徹底するものとする。
- (8) 事業者は、本業務遂行上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならないものとする。また、契約終了後においても同様とする。

## 10 当院の概要

- (1) 施設名 市立四日市病院
- (2) 所在地 四日市市 芝田二丁目 2 番 37 号
- (3) 病院規模 病床数 537 床 (一般 535 床、感染症 2 床)
- (4) 特定機能
- ・基幹臨床研修病院
  - ・災害拠点病院
  - ・救命救急センター (3 次救急医療施設)
  - ・地域医療支援病院
  - ・総合周産期母子医療センター
  - ・地域がん診療連携拠点病院
- (5) 年間患者数 (令和 6 年度)
- ・外来 382,433 人
  - ・入院 141,765 人
- (6) 1 日平均患者数 (令和 6 年度)
- ・外来 1,574 人
  - ・入院 388 人
- (7) 外来診療日等
- ・一般外来診療日 土・日、祝日及び年末年始 (12/29~1/3) を除く毎日
  - ・一般外来診察時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
  - ・救急外来 常時 (年中無休)
- (8) 診療科目 全 28 科目
- 内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、形成外科、呼吸器外科、心臓血管

管外科、整形外科、脳神経外科、消化器外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科

## 11 成果品

### （1）成果物の作成と提出

成果物は、紙媒体（5部）及びCD-ROM等の電子媒体（1部）により提出すること。なお、電子ファイルは、PDF及び書き込みが可能なExcel、Word又PowerPoint形式で提出すること。

- ・あり方検討報告書（本編、概要版）
- ・あり方検討委員会等の議事録
- ・その他、本業務において作成した資料等

### （2）成果品の管理と帰属

成果品の管理及び帰属先は発注者とする。事業者は、当院の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。

## 12 完了報告書

業務が全て完了した際は、履行期間末日までに業務完了報告書（任意様式）を提出するものとする。

## 13 委託料の支払

委託料の支払いは、本仕様書に指定された成果品及び業務完了報告書を提出し、検査検収後、事業者は請求書を発行すること。当院は、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

## 14 その他

本仕様書に定めのないこと、又は疑義が生じた事項については、発注者と協議のうえ対応するものとする。

## 15 注意事項

### ○ 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### ○ 暴力団等不当介入に関する事項

#### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第

28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をを行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

○ 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

以上